

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った本件決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成22年10月19日、異議申立人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H22年9月に私が県に提出した『陳述書』に対する回答に係る書類」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成22年11月2日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「平成22年9月24日付け立案の『知事への提言に対する回答について』」に記録された保有個人情報と特定した上で、当該情報が条例第16条第5号の「審議、検討又は協議に関する情報」及び同条第6号の「事務又は事業に関する情報」に該当すると判断し、一部を非開示とする部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成22年11月12日、異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 諮問

平成23年1月19日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対し、本件異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び口頭による意見陳述を要約すると、次のとおりである。

- (1) 条例第20条第1項に基づき一部を除いて開示するとしたが、その文書書類を抜いた状態で情報開示している。これは正に業務怠慢越権行為である。

- (2) 知事の回答をいつ頃するということとは言えないと言うから、本件請求を行うということになった。その中で、担当課の内容の分を見せてくれませんかと言った。
- (3) 知事からは貰ったが、どういう過程で知事にあがっていくか、担当課はどのような内部文書を作成したのか、担当課内で回した回答内容を見せてくれませんかということであり、それを公開拒否するのはおかしいということである。内部文書であっても、担当課内で回し判子を押した分に対して責任を持った中で、知事にあげていつているものである。それを開示してくださいということである。
- (4) 見せれない分は真っ黒になるから抜かしてもらったと言われた。例え真っ黒でも頁数は分かる意味で、黒の部分を出すべきである。何枚あったかということは、せめて知る権利がある。黒塗りがあるということを表示しなければならないということである。
- (5) 以前は、農山村整備課とかでは出たという経緯があったもので、課によって違う内容になっている。
- (6) もうじき知事決裁が出るのが分かっているのだから、90日以内に、長くても半年以内に回答が出来た場合には開示しますよという、何でもかんでも開示拒否、簡単明快に切り捨てていく中で、どうして思いやる分が無いのかということである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関である総務課から提出された理由説明書を要約すると、次のとおりである。

1 本件決定の根拠条文

条例第16条第5号及び第6号に該当するものがあるため、部分開示決定処分としたものである。

2 本件請求に至る経緯

- (1) 本件請求中の「陳述書」について

本件請求中の「陳述書」は、異議申立人が、県のホームページ内に設けられた「いい徳島・カモン！知事への提言」（以下「知事への提言」という。）コーナーに書き込まれたもの（表題が「陳述書」）である。

- (2) 「知事への提言」について

「知事への提言」は、広く県民からの意見、提言等（以下「意見等」という。）を聴き、県政に反映させること等を目的として実施している広聴事業である。

ア 異議申立人は、平成22年9月8日、「知事への提言」コーナーに文書の書き込みを行った。

なお、当該意見等の内容は、①情報公開審査会での一般傍聴を認める、②情報公開審査会での録音テープを認める、③情報公開審査会のメンバーの内に、一般から2名公募採用する、等というものである。

イ 総務課は、当該意見等の内容が所管事務と関係があることから、担当課案を立案し、平成22年9月28日、秘書課あて「回答（案）」を送った。

ウ 平成22年12月17日、異議申立人あてに秘書課から回答を送信した。

3 本件決定の理由

(1) 本件対象公文書について

本件請求に対し、上記「2」のとおり、保有している公文書は「平成22年9月24日付け立案の『知事への提言に対する回答について』」であることから、当該文書を本件対象公文書として特定した。

(2) 本件決定の理由について

本件対象公文書は、「立案用紙」、「回答（案）」及び「異議申立人からの『知事への提言』文書」で構成され、うち「立案用紙」及び「異議申立人からの『知事への提言』文書」を開示し、「回答（案）」については、条例第16条第5号及び第6号に該当すると判断し、非開示としたものである。

よって、本件対象公文書中「回答（案）」について、条例第16条第5号及び第6号の該当性について、その説明を行うこととする。

ア 条例第16条第5号の該当性

条例において、本号は、「県の機関の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と規定されている。

また、条例解釈運用基準においては、「本号は県をはじめとする行政機関の内部又は相互間における審議，検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定がなされるようにする観点から、開示することにより、これらを阻害するおそれがある情報を非開示情報と定めたものである。」とされている。

本件「回答（案）」は、上記「2」のとおり、異議申立人への回答を意思決定するに際し、県の内部において審議，検討又は協議をする過程のものであり、その段階において作成された本号に規定する情報である。また、こういった過程の情報を開示したとすると、外部からの圧力，干渉等の影響を受けるなどにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものである。

したがって、本件「回答（案）」は、「審議，検討又は協議に関する情報」であって、開示することにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第16条第5号に該当するとしたものである。

イ 条例第16条第6号の該当性

条例において、本号は、「県の機関が行う事務若しくは事業に関する情報であって、開示することにより当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定されている。

また、条例解釈運用基準においては、「本号は県をはじめとする行政機関が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、開示することにより、これら

を阻害するおそれがある情報を非開示情報と定めたものである。」とされている。

本件「回答（案）」は、上記「2」のとおり、県が実施している「いい徳島・カモン！知事への提言」事業に関し作成された、上記「ア」のとおり「審議、検討又は協議に関する情報」である。また、意見等の提案者への回答に際し、担当課において調査・検討を行った上で、必要に応じて回答案の調整が行われ最終的に秘書課から意見等の提案者あてに回答が送信されるという当該事務事業の性質上、意見等の提案者あて回答のほかに、本件「回答（案）」を開示することは、意思決定の中立性が損なわれるおそれ、誤解や憶測を招き混乱を生じさせるおそれ等、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

したがって、本件「回答（案）」は、「事務又は事業に関する情報」であって、開示することにより当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第6号にも該当するとしたものである。

ウ 以上により、本件対象公文書中「回答（案）」は、条例第16条第5号及び第6号に該当するため、本件決定を部分開示決定としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は「H22年9月に私が県に提出した『陳述書』に対する回答に係る書類」という内容である。

当審査会から、異議申立人からの口頭による意見陳述に際し、異議申立人に「本件請求内容の『陳述書』とは、平成22年9月8日に異議申立人が送った『知事への提言』であるか」との確認を行ったところ、「はい。」との発言を受けた。

したがって、当審査会は、本件請求の内容を、平成22年9月8日に異議申立人が県に送った「知事への提言」に対する回答に係る文書と特定し、次の検証を行っていくこととする。

2 本件対象保有個人情報について

上記「第3, 2, (2)」及び同「(3)」のとおり、口頭による意見陳述における異議申立人の「本件請求を行う中で、担当課の内容を見せてくれませんかと言った。担当課で回した分を開示してくださいということである。」旨の発言からすると、異議申立人が本件請求において求めている情報は、「知事への提言」に対し、「いい徳島・カモン！知事への提言」事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）に基づき、実施機関である総務課が作成を行った「回答（案）」に係る立案文書であると認められるものである。

当該立案文書は「平成22年9月24日付け立案の『知事への提言に対する回答について』」であり、秘書課に送付するため担当課案としての意思決定を行って作成されたものであることからすると、条例の対象となる公文書であるものと認められるものである。

また、当該立案文書は、上記「第4, 3, (2)」のとおり、「立案用紙」、「回答（案）」及び「異議申立人からの『知事への提言』文書」で構成されているものであり、「立案用紙」は異議申立人に対する「回答（案）」を立案する情報が記録されたもの、「回答（案）」は異議申立人への回答内容の案が記載されたもの、「異議申立人からの『知事への提言』文書」は異議申立人から送られたものであることからすると、これら3情報は異議申立人に係る保有個人情報と認められるものである。

したがって、当審査会は、本件対象保有個人情報を「平成22年9月24日付け立案の『知事への提言に対する回答について』」（以下「本件対象保有個人情報」という。）と特定し、次の検証を行っていくこととする。

3 本件決定の妥当性について

総務課は、本件決定において、「立案用紙」及び「異議申立人からの『知事への提言』文書」を開示し、「回答（案）」を条例第16条第5号及び第6号により非開示としたものであることから、「回答（案）」に係る本件決定の妥当性について、その検証を行っていくこととする。

(1) 条例第16条第5号の該当性について

ア 条例第16条第5号について

本号は、「県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関等において意思決定をする場合、協議を重ねた上でなされるのが通常であり、その過程においては、さまざまな形で審議、検討がなされることが想定される。これらの各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいうとされている。

また、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいうとされている。

イ 条例第16条第5号の該当性について

「回答（案）」は、総務課が、担当課案としての意思決定を行って作成され、秘書課へ送られたものである。その後、当審査会が確認したところ、事務処理要領に基づき、秘書課において必要に応じて調整が行われ最終の回答案が作成され、知事の決裁を得る性質のものであることから、「回答（案）」は、県において意思決定をする場合の過程の各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成された情報であり、条例第16条第5号にいう「県の機関の内部又は相互

間における審議、検討又は協議に関する情報」と認められるものである。

また、本件決定時において異議申立人あて回答がなされていないことからすると、回答前に「回答（案）」を開示することは、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないとは言えないことから、条例第16条第5号にいう「開示することにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」と認められるものである。

したがって、「回答（案）」は、条例第16条第5号に該当するものである。

(2) 条例第16条第6号の該当性について

ア 条例第16条第6号について

本号は、「県の機関が行う事務若しくは事業に関する情報であって、開示することにより当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

「当該事務若しくは事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、「当該事務若しくは事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含むとされている。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該情報を開示することにより、当該事務又は事業の目的や内容等に照らして客観的に判断し、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合をいうとされている。

イ 条例第16条第6号の該当性について

「回答（案）」は、県が実施している「知事への提言」事業に関し作成された情報であることから、条例第16条第6号にいう「県の機関が行う事務若しくは事業に関する情報」と認められるものである。

また、「知事への提言」事業は、当審査会にて確認したところ、事務処理要領に基づき、意見等の提案者への回答に際し、担当課において調査・検討を行った上で、必要に応じて回答案の調整が行われ最終的に秘書課から意見等の提案者あてに回答が送信されるという事務事業の性質が認められるものであり、意見等の提案者への回答のほかに、審議検討段階の「回答（案）」を開示することは、誤解や憶測を招き混乱を生じさせるおそれなど、当該事務事業の遂行において支障を及ぼすおそれがないとは言えないことから、条例第16条第6号にいう「開示することにより当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と認められるものである。

したがって、「回答（案）」は、条例第16条第6号に該当するものである。

(3) 部分開示について

異議申立人は、上記「第3, 2, (4)」のとおり、口頭による意見陳述において、「回答（案）」について「例え真っ黒でも頁数は分かる意味で、黒の部分を出すべきである。何枚あったかということは、せめて知る権利がある。黒塗りがあるということを意思表示しなければならない。」旨主張しているが、このことは、保有個

個人情報の部分開示について定めた条例第17条において判断されるべき事項であることから、「回答（案）」の部分開示該当性について、その検証を行うこととする。

ア 条例第17条について
本号は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が含まれていないと認められるときは、この限りでない。」と定めている。

「容易に区分して除くことができる」とは、条例第16条各号に規定されている非開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分を区分することによって、公文書等を汚損又は破損せず、かつ、過度の費用、時間を要しないことをいうとされている。

また、「有意の情報が含まれていないと認められるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報に含まれている非開示情報を除いた残りの内容が、開示しても意味がないと客観的に認められる場合をいう、例えば、残りの部分に含まれている内容が無意味な文字や数字の羅列となる場合、単に様式だけとなる場合等をいうとされている。

イ 条例第17条の該当性について

本件対象保有個人情報は、「立案用紙」、「回答（案）」及び「異議申立人からの『知事への提言』文書」で構成された「平成22年9月24日付け立案の『知事への提言に対する回答について』」であり、本件決定において、「回答（案）」を非開示とする、部分開示決定が行われたものである。

当審査会は、「回答（案）」につき、上記「(1)」及び「(2)」のとおり、条例第16条第5号及び第6号に該当するものとの判断を行ったところである。

「回答（案）」を当審査会がインカメラにて見分したところ、非開示情報に該当するとした「回答（案）の内容」と、「回答（案）との表題」が記載されていることを確認した。当審査会としては、表題は、異議申立人あての本件個人情報部分開示決定通知書に既に記載され明らかにされていることから、部分開示の可否については、条例第17条ただし書きにいう「有意の情報が含まれていないと認められるとき」に該当するものとし非開示が妥当であると判断するものである。

また、異議申立人は、黒塗りであっても枚数に意味がある旨主張するが、当審査会としては、上記のとおり「有意の情報が含まれていないと認められるとき」に該当し非開示と判断する「回答（案）」の枚数自体には、客観的に見てもそもそも有意性があるとは認めがたいものである。

したがって、「回答（案）」は条例第17条ただし書きに該当し、異議申立人の上記に主張する部分開示の必要があるとは認められないものである。

(4) 本件決定の妥当性について

以上のことから、本件保有個人情報につき、「回答（案）」部分を条例第16条

第5号及び第6号に該当するとして部分開示決定とした本件決定については、非開示とした部分は、条例第16条第5号、同条第6号及び条例第17条ただし書きに該当すると認められることから、妥当なものであると判断する。

4 異議申立人のその他主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成23年 1月19日	諮 問
2月 1日	実施機関からの理由説明書を受理
3月 9日	異議申立人からの口頭による意見陳述，審議 (第45回審査会)
4月 7日	審 議 (第46回審査会)